

【講 演】

子どもの報告を支援する ——司法面接と非開示の子へのサポート——

仲 真紀子

立命館大学総合心理学部教授

目 次

はじめに

1 司法面接の概要

- (1) 目的
- (2) オープン質問
- (3) 構造化
- (4) 多機関連携
- (5) 協同での司法面接
- (6) 現状とさらなる連携に向けて

2 非開示の子どもを支える

- (1) 話してくれない
- (2) 話したがらない
- (3) 話さない理由
- (4) 非開示の子どもを支援する要因
- (5) 面接での本来のサポート
- (6) 開示に関わる環境的要因

最後に：通告について

はじめに

それでは引き続き、「子どもの報告を支援する－司法面接と非開示の子へのサポート－」ということでお話しいたします。今、田村先生が、協力・協調の枠組みと言いますか、考え方、どういうふうにやっていけばいいか、そういうふうな理論展望をお話しくださいましたとしますと、私のほうは、実際にどういうふうに進められるか、その1つのヒントをご提示するということになるかなと思います。そういうソフトな側面ということになります。

私たちは、先ほどお話を出ていました RISTEX のプロジェクトで、この司法面接ということを研究してまいりました。司法面接といいますのは、どれだけ正確な情報を、できるだけ被面接者の方の心理的な負担をかけすことなく聴取する、そういうことをを目指した面接法ということになります。その内容についてと、それから今取り組んでいるところについてお話をしたいと思います。

まず司法面接の概要は多くの先生方はもうご存じだと思いますけれども、もう1回ちょっと復習させていただければと思います。司法面接をやって、できるだけ正確な情報を、負担なく聴取する。そこで重要なこととしては、自由報告。被

面接者の方、子どもたちからできるだけ自由な自発的な報告を得るというのが1つです。多くの誘導や暗示が、「たたかれた？」とか「触られたんじゃない？」とかというような、「たたく」とか「触る」という言葉を含む質問によって与えられてしまいますので、そうではなく、できるだけ本人の言葉を聞こうということになります。いきなり子どもさんを呼んできまして、「はい、自由にどうぞ」というふうに言いましても、なかなか子どもさんは自発的にすぐお話しできるとは限りませんので、面接を構造化、段取り化して、最初にあいさつ、それから面接での約束事を示し、話しやすい関係性や話す練習をして本題に入るというふうなことをいたします。さらにまたその子どもさんが、特に、虐待に遭ったかもしれない、事件に遭ったかもしれない、その話をいろんなところで、例えば、福祉機関、ある病院だと、あるいは警察でとか刑事さんのところでというふうに話さなくても済むように、できるだけ一緒に、こういった機関なら機関で連携して話を聞くということが始まっているということがあります。これを協同面接とか、あと、代表者聴取というふうに言ったりすることもあるわけです。こういった子どもさんのお話は、供述弱者の方のお話ですので大変重要で、全部取っておきたい。言葉だけではなくて、動作で示したり、表情も記録に残しておきたいということで、録音録画をするというふうなことがあります。

とはいながら、連携して、こうやって面接を行った。でも、全ての子どもさんが全部お話ししてくれるわけではない。特におうちの中で起きる虐待というのは報告が出てきにくいということもあるわけです。近年のこういった、非開示というふうに言うのですけれども、開示をしない、したがらない子どもさんに対して、どういうサポートがあるかということをお話しさせていただきたいと思います。それは、1つは面接の中での本来のサポート。たくさん話してもらうように促すとか、できるだけサポートティブに話を聞くことがあるわけですが、もう1つは、環境要因といいますか、誰がどんなふうにサポートするか、そして、地域でどんなふうに、暴力はいけないということを盛り立てていくかというふうなことで、ここでまた連携の問題が出てくるわけです。

そんなことで、こういった話をさせていただきたいと思います。

1 司法面接の概要

(1) 目的

概要ですけれども、司法面接の目標。これはもう30年近く前にイギリスでできた面接法のガイドラインですけれども、当時から、早い時期に、子どもさんから自由報告、自発的な報告を重視した面接を原則として1回だけ行って録音録画をするというふうなことが目的として上がってきました。

それは、必要な情報を客観的に聴取するというのがまず、その事実調査が目的であって、カウンセリングではない。カウンセリングはむしろ事実調査のあと、未来へ向けて、心の回復のために支援していくという別の方向性を持つものなので、事実調査とは区別していく。で、目指すところは子どもの供述をできるだけ正確に、変遷など起こさないようにして、また精神的な2次被害を防いでいく。何度も何度も聞かれて、子どもさんがそれで精神的な2次被害を被るということがないようにすると

概要

1. 司法面接の概要

- » 自由報告、構造、連携、録音録画

2. 非開示の子どもへのサポート

- » 面接での本来のサポート
- » 環境要因

Nichd Protocol: National Institute of Child Health and Human Development (米国立小児健康人間発達研究所) で作成された事実確認のための面接法。ダウンロードは <http://forensic-interviews> から。

目的



- 早い時期に、自由報告を重視した面接を【原則として】1度だけ行い、【原則として】ビデオで録画する。
- 必要な情報を客観的に聴取する/カウンセリングではない。
- 供述の変遷と二次被害を防ぐ。

いうことになります。

(2) オープン質問

どうやってその自由報告を得るかですけれども、面接者から情報を出さないで、子どもさんの言葉で聞いていく。

子どもさんの言葉を解釈しない。「当たった」というんだったら、それを「たたかれたのね?」とか「触られたのね?」とか言い換えたりすることなく、子どもさんの言葉で聞いていく。

「つらかったね」「嫌だったね」「その人ひどい人だね」とか言いたくなったりすることもあるわけですが、それも面接者からの言葉ですので言わないで、むしろ、「それからどうした?」「何があった?」というふうなかたちで子どもさんに話をしてもらうということを目指します。

図に上がっていますのが、よく使うオープン質問。開かれた質問でして、「何があったのか、どんなことでも最初から最後まで全部お話ししてください」であるとか、子どもさんが、ぽつんぽつんとでも、「Aがあったよ」「Bがあったよ」とかというふうなことを言いましたら、Aがあった、Bがあったというのを、子どもさん自身の言葉ですから、このAがあった、Bがあったというのは最大限使いまして、「Aよりも前にあったことを話してください」とか「AとBの間にあったこと話してください」「Bのあとはどうなった?」というふうに聞いたりします。あるいは、「そのAのこと、もっと詳しくお話ししてください」とか、「それから?」「そして?」「そのあとは?」というふうにして話を聞いていくということになります。

(3) 構造化

こういった自由報告を得たいわけですけれども、すぐに子どもさんが話してくれるとは限りませんので、大体はあいさつをしたり、それからグラウンドルールと言いますけれども、「本当にあったことを話してください。分かんないことは分かんない、知らないことは知らないと言っていいですよ。もしも私が間違ったこと言ったら、間違っているよと教えてね。したことでも全部話してください」といった約束事を示したり、あと、話しやすい関係性、ラポールといいますが、それを築いて、あとは実際に思い出して話す練習をしてから、本題に入ります。これが本題の自由報告。そのあと、必要に応じて質問で補って、最後は閉じるというふうなことになるわけです。

(4) 多機関連携

面接は、多機関連携でして、図の左側が面接室で、面接者が被面接者に対して面接を行う。録音録画をして、右側のモニター室にいる多機関チーム、福祉の先生であるとか、刑事さんであるとか、また、場合によっては医療関係者であるとか、心理関係者も入ってくることもあるかもしれません、そこでモニターする。そんなふうなかたちで動いていく。モニター室にいる人たちは決してスーパーバイザーみたいな人ではなくて、一緒に計画を立て、面接を行う人です。ですので、誰かが1人代表になって、どんな話が出てきたかをホワイトボードにまとめていたりしまして、途中で、面接者はモニター

オープン質問で自由報告を得る

- 面接者から情報を出さない：子どもの「言葉」で聞く。
- 子どもの言葉を解釈しない：子どもの「言葉」で聞く。
- コメント、評価しない：特に出来事の内容は。
 - » ①誘いかけ：何があったか（最初から最後まで/全部）話してください
 - » ②時間の分割：Aの前、A～Bの間、Bの後にあったことを全部話してください
 - » ③手がかり質問：（さっき言ってた）Aについてもっと話してください
 - » ④それから質問：そして、それで、あとは

構造化されている

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 導入 ● 自由報告 ● 質問 <ul style="list-style-type: none"> ↗ オープン質問 ↗ WH質問 ↗ クローズド質問 ↗ 確認質問 ● クロージング | <ul style="list-style-type: none"> ● 接拶・説明 ● グラウンドルール <ul style="list-style-type: none"> ▫ 本当にあったこと ▫ わからない・知らない ▫ 間違ってたら ▫ 全部話して ● ラポール形成 ● 出来事の報告の練習 |
|---|---|

室に戻ってきて、「あと、どんなことを確認すればいいでしょうかね」といった質問、また議論などをし、戻って残りの面接を行うなどということもあります。

これは1つの面接室です。面接室には面接者と被面接者、カメラとマイクがあって録音録画をし、別の部屋でそれをモニターします。

(5) 協同での司法面接

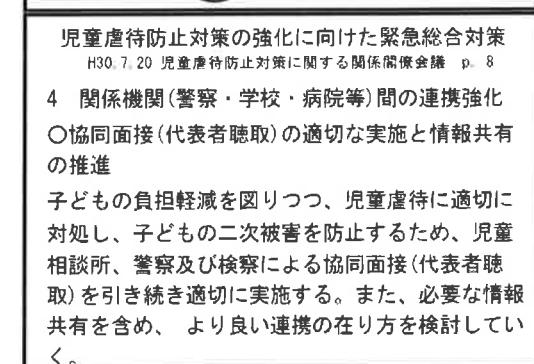
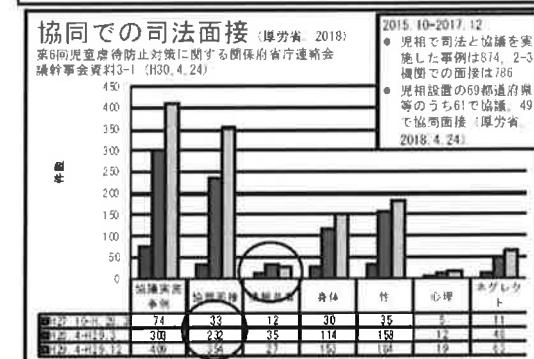
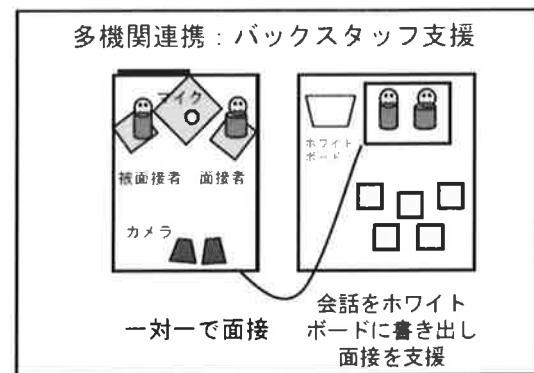
さて、近年こういった協同面接の試みも大変進んでいます。平成27年10月から始まっていますが、27年、28年、29年と実施件数も増えていっています。右のグラフは厚生労働省のホームページから引用しているデータですけれども、増えていることがある。ただ、今の田村先生のお話にもあった難しさというところだと思うんですけれども、司法面接等で得られた情報を共有する割合というのはまだまだ大変少なくて、ここが今後の課題かなと思われるところです。

去年、目黒で起きたそういった事案などを受けて、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議、ここが緊急総合対策を出しまして、児童相談所、警察、検察による協同面接を行い、必要な情報共有を含めて検討していきましょうというふうなことを言いました。これが7月20日に出たんですけども、その4日後、また、厚労省、警察庁、最高検が同月同日に、7月24日に通知を出しまして、それぞれ同種の、同じような内容の物を出しているわけすけれども、児童相談所、警察および検察の3機関において、協同面接など打ち合わせを行って情報の共有に努める、適切な連携体制をつくっていくというふうなことが述べられていて、この事実調査、事実確認というのを1つの要として連携を組む、そのきっかけになるといいなというふうに思うところです。

(6) 現状とさらなる連携に向けて

そういうわけで、司法面接の現状ということを申しますと、もともとその目標は正確な情報をできるだけ被面接者の方の心理的な負担をかけないで聴取することであったのですが、それを達成するために録音録画で記録しておくということができるようになりました。チェックが付いています。

さらに、いろいろな27年以降の通知によって連携も取れるようになってきたということがあります。この連携という時に、私たちが、実際のソフト面として気にしなくてはいけないのは、誰かが代表者、

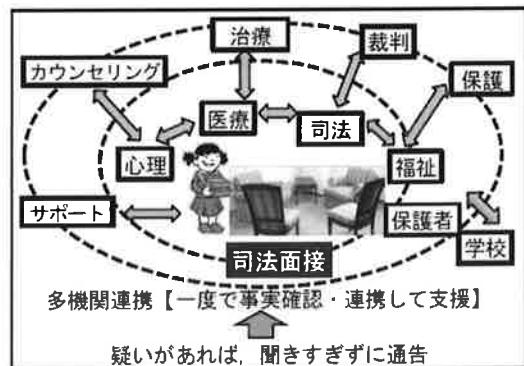
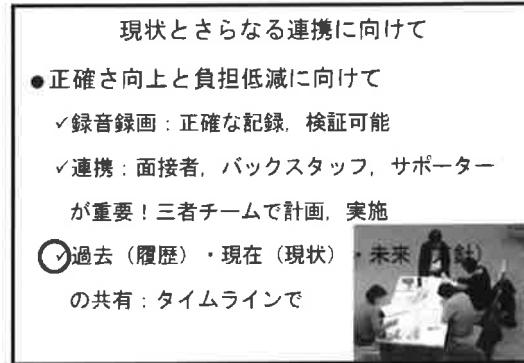


- H30.7.24 厚生労働省、警察庁、最高検察庁：児童相談所、警察、検察の三機関における情報共有の強化及び連携強化についての通知
- 児童相談所、警察、検察の三機関における情報共有の強化及び連携強化 平成30年7月24日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
 - 警察及び児童相談所との情報共有の強化について 平成30年7月24日最高検察庁刑事部長 萩谷義和 最高検察庁公判部長 大塚亮太郎
 - 児童虐待事案に係る代表者聴取における検察及び児童相談所との更なる連携強化の推進について 平成30年7月24日警察庁刑事局児童企画課長 警察庁生活安全局生活安全企画課長 警察庁生活安全局少年課員 警察庁刑事局捜査第一課長
 - 上位前回実施の情報共有・協同面接を実施した事案について、子どもの支援のために必要があるときは、児童相談所、警察及び検察の三機関において打合せを行うことを含めた、適切な方法により、必要な情報の共有に努めること。なお、打合せの機会等に、警察や検察から、児童相談所が把握している情報の提供を求められた場合には、適切に対応すること。
 - 2.児童相談所、警察及び検察の連携強化 都道府県の児童福祉主管部長、都道府県警察本部、地方検察庁による連絡会議を実施するなどの方法により、各自治体の実情に応じた適切な連携体制を強化すること。

イニシアチブを取る人になって、あとのみんなはフォロワーになるということではなく、面接者、バックスタッフ——モニター室でモニターして、面接を支援する人たちですね——、それからサポートー、この面接を支えるための子どもとの連絡、親御さんがいらっしゃるなら親御さんへの連絡であるとか、子どもさんに面接室の説明をしたり、終わったあと、そのあとのフォローに努めるとかというような、こういったサポートーさんも重要ということになるわけです。こんなふうなかたちのチームで行うのが司法面接の大変重要なところかなというように思っています。こういうこともだんだんできるようになってきた。チェックが付いているわけです。

これからあと何が課題かというと、こんなかたちで達成してきたことを拡張して、例えば何らかの事案があったら、できるだけ情報共有をしていく。過去の履歴はどうだったんだ、このおうちはどうだった、子どもさんはどういう特性があるのか。そういうことを踏まえて司法面接によって現状を理解する。情報を得るわけです。さらに、現在だけにとどまらず未来のことを考えて、時間軸の上で考えていただく。すぐに自分たちがどうするということだけではない、例えば、児童相談所では子どもをずっと支援していくけれども、警察の方は、もしもこういう条件がそろったら児童相談所メインで、でも、そうでなかつたら、ちょっとガツンと指導して、検事さんの判断はこういうときに、ここで入ってくるというふうに、長い未来の軸の上で考え、情報共有をし、支援していくといいなと思うところです。

さて、こんなふうなかたちで司法面接・協同面接が行われるといいわけですけれども、もう1つの課題を申します。学校とか、家庭もそうですが、保育施設であるとか、あるいはいろいろな施設、子どもさんがいらっしゃるような施設において、何らかの虐待の疑いなどがあったら、その場所で、聞き過ぎずに通告していただき、こういった専門家による協同面接・司法面接において事実の調査をして、それを基に連携をしながら、福祉のほうに生かしていく、司法・裁判に生かしていく、医療・治療に生かしていく、あるいは長い期間かけて、心理カウンセリングなどで回復を目指していくというふうなことができるといいかなというところになります。ですので、1つはこの、疑いがあったら記憶が汚染されたりする前に、つなげていただくことがあるわけです。



2 非開示の子どもを支える

(1) 話してくれない

さて、先ほど申しましたように、なかなか子どもさんというのはすぐに話してくれるとは限りません。例えば、これはイギリスで行われている司法面接の現実のデータから書かれている『子どもの面接法』という本があるのですが、そこから引用しているものです。子どもさんは話してくれないのでですね。面接者が、「どこで絵を描いたり貼ったりしたの？」といつても、子どもさんは「言わない」と言う。「何で話してくれないの？」「言いたくない」「じゃ、幼稚園の先生誰かな？」「言わない」「お友達のお名前は何かな？」「言わない」、もうこんなんで面接者もちょっとイラッとして「何も話してくれないんじゃ、お話できないじゃない？」なんていうふうなことを言ったりしています。こういうふうに、せっかく面接室につながってきたのに、お話をしてくれる子、くれない子がいる。どれぐらい話してくれるのか。

次はイスラエル——イスラエルも長いこと司法面接を行っているわけですが——、そのデータです。2万6,000件という膨大な司法面接の資料の中で開示があった割合が、3～6歳、7～10歳、11～14歳に分けて、左から性的虐待の男子・女子、身体的虐待の男子・女子と並んでいるわけですが、年齢の低い子どものほうが開示率は低く、年齢が少し上がってくると、もうちょっと開示率が高い。でもまた別の研究データを見ますと、またそのあと開示率が下がってしまうというふうなこともあります。強い疑いがあつて面接室に来ても、なかなか全員が話してくれるわけではないことがあります。

このデータをさらに、こういう条件、ああいう条件と分類してみると、特におうちの中に被疑者がいる場合の性的虐待——イスラエルでは外にいる人、ストレンジャーによるものも虐待とカウントしていますので、日本でいうような虐待、つまりおうちの中の人による性的な加害に焦点を当てますと、大変開示率が低くて、性的虐待でおうちの中に被疑者がいる場合は開示率が2割、外の人に性的な被害を受けたというふうなことですと89%の開示率となっています。おうちの中で性的な虐待を受けているようなケースで開示率が低い、ということになります。

(2) 話したがらない

何で話したがらないんだというふうなことに関する研究もあります。Sorensen先生の研究は司法面接が始まる前の時代の研究ですけれども、医療的な証拠があって確実に虐待があったと分かるような事案であっても74%が偶然の発覚であつて、実際に子どものほうから自発的に言ったのは23%であったといいます。

Hershkowitz先生は、イスラエルの先ほどのデータをまとめた方でもあるのですが、この方たちも、小さい子どもさんですと事案の9割ぐらいは1ヶ月以内に報告されるけれども、6～13歳の年長の子どもさんというと、話が出てくるのは、3分の1が半年以上前の出来事で、なかなかすぐに報告が出ないということを言っています。

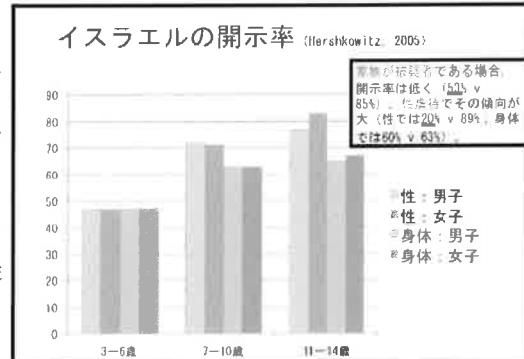
日本でも武井先生・伊東先生というお医者さんたちが、10人のお子さんたち、性的な虐待を受けた強い疑いのあるお子さんたちの調査をしていて、虐待期間が2ヶ月から8年、平均4.8年だったということを言っています。つまり長い期間、そういうことが分からぬで進んでいく、開示が得られないということになるわけです。そんなことで、性的虐待の発見は大変難しいということになります。

(3) 話さない理由

話さない理由についての検討もなされています。家族を守るために言えない。秘密を守るように言われていて子どもさんは言えない。自分に何か責任があるとか、悪いんだと思っていて言えない。恥ずかしくて言えない。怖いこと、ネガティブなことを恐れて、つまり、言ってしまうと、自分が施設に行かなくちゃいけない、お父さんが捕まっちゃうとか、ネガティブな結果を恐れて言えない。中には、性的な体験の意味が分からないとか、また、愛情のバーゲニングと言つたりも

話してくれない (アルドリッジ・ウッド。2005より)

- 4歳女児
- 面接官：どこで絵を描いたり貼ったりしたの？
- 子ども：言わない
- 面接官：なぜお話ししてくれないので？
- 子ども：言いたくないの
- 面接官：じゃあ幼稚園の先生は誰かな？
- 子ども：言わない
- 面接官：お友達のお名前は何かな？
- 子ども：言わない
- 面接官：何にも話してくれないんじや、お話しできないんじゃない！



話したがらない

- Sorensen (1991) : 医療的証拠等がある116件
 - » 74%が偶然発覚。開示は23%。
 - » 否認→曖昧一開示→撤回一開示と変遷
- Hershkowitz (2005) : 26000件
 - » 4-5歳児 : 事案の90%は1ヶ月内
 - » 6-13歳児 : 1/3が半年以上の出来事
- 武井・伊東(2008) : 10人の事例
 - » 虐待期間は 2ヶ月～8年 (平均 4.8年)。
 - » 8例では数年間

するのですけれども——愛情の安売りですね——これは大人になった人たちで、子どものころ性的な虐待を受けていた方たちに対する調査なのですが、子どものころ言えなかった人たちの半分は、力で押さえ込まれていて言えなかった。でも残りの半分の人たちは、むしろその加害者に対して愛情を感じるように仕向けられていたので、自分もその人を好きだと思って、守らなくちゃいけないと思って言えなかったというふうなことを示しています。そんなことで、いろんな理由があつて、子どもさんは話ができないわけです。

(4) 非開示の子どもを支援する要因

これに関してどうするか。ここ10年間ぐらい、世界じゅうの多くの研究者たちが、そういった非開示の子どもさんたちをどうやってサポートするかという研究、被害にあっていてもお話ができないという子どもさんたちをどういうふうに支えるかという研究を行っています。私も国内外の文献を80件くらい分析して、どういう研究が行われているか、どんなことが効果的なのかというのを調べてみたんですね。これをお紹介します。

まず1つは、大きく分けますと、面接の中での本来のサポートを行う、ということです。面接で話さないから、じゃ、WH質問で、いつ、どこ、誰というふうに聞くのがいいかとか、あるいは、「お話ししてくれないと大変なことになっちゃうよ」というふうに説得するかというと、そうではない。むしろそういうのは非効果的です。効果的ではなくて、やっぱり話さない子どもさんであっても話せるところから、自由報告、オープン質問で「何かあつたら話せるところを話してください」と誘いかけるというのが重要であるということがわかりました。さらに非誘導的なサポートということで——これはあとでの田中先生のお話、第3のワークショップでもあると思いますけれども——、誘導にならないような一般的なかたちでの支援も重要です。それから、先ほど言いましたようなサポートーさんの支援などを重視することもあります。

次に、別のことになりますが、面接を繰り返したらどうか。1回の司法面接では聞けなかったから、2回、3回、4回とやつたらどうかというような検討も行われているのですが、これはプラスマイナスでした。3回というのではないのですね。やっぱり2回ぐらいまでしか行えない。繰り返し聞くと精神的にも参ってしまうし、不正確な情報も増えますから、3回、4回繰り返すというのはないのですが、2回行って調べてみたという研究は幾つかあります。そうすると新たな情報が出ると述べている研究もあって、そこは有効なんだけれども、やっぱり間違いも出てくるということがあって、プラスマイナスというふうに判断をしています。

では、もっと踏み込んで聞いてみたらどうか。例えば、その加害者とされるお父さんも「何々ちゃんに話してもらいたがつてるよ」というふうに言ったらどうか。あるいは、「言葉で説明できないなら、お人形さんでやってみようか」と言ったり、身体図を出して、例えば、「ここはどう？　ここはどう？　ここはどうですか？」と、そんなふうにして話してもらうのはどうか。これらの働きかけは、倫理的に適切でなかつたり、情報は出てくるんだけれども、不正確な内容も多かつたり、あまりいい効果はないということでマイナスを付けています。ほかにも、例えばタイムラインを示し、子どもが話したことを見せながら話を聞いたらどうかとか、場面とは関係ない、一般的な絵を描きながら——手慰みといいますか——話したらどうかというふうな検討を行っているものもあるのですが、やはり間違った情報が出てきやすい。要は、やっぱり頭

話さない理由	
● 家族を守る	:Fame & Hansen, 2002; Yule, Tyrof,ovich & Maresen, 1995;
● 秘密を守るよう要請される	:DeYoung, 1998; Goodman-Brown, 1995;
● 責任や罪悪感をもっている	:Lyon, 2002; Sjoberg & Lindblad, 2002;
● 恥や恥ずかしいという気持ち	:Lyon, 1995; Savvitz, Goodman-Brown, & Myers, 1995;
● 恐怖、ネガティブな結果を恐れて	:Berliner & Guntel, 1995; DeYoung, 1998; Fame & Hansen, 2002; Palmer, Brown, Rae-Grant, & Louglin, 1999;
● 性体験の意味がわからない	
● 愛情のバーゲニング	:Niederberger, 2002; Hershkowitz, I., Orbach, Y., Lamb, M. E., Sternberg, K. J., & Horowitz, D. (2006). Dynamics of forensic interviews with suspected abuse victims who do not disclose abuse. <i>Child Abuse & Neglect</i> , 30, 753-760.

非開示を支える要因 (仲 2017)	
● 面接での本来のサポート	
» オープン質問 +	
» 非誘導的なサポート +	
● 司法面接の繰り返し 士	
● さらなる努力	
» 踏み込んだ言葉かけ（その人も話してもらいたがっている）-	
» 道具（ドール、身体図）-	
● 環境的要因	
» 先行開示 +	仲真紀子(2017). 実務における司法面接の課題・非開示にどう取り組むか. 心理学評論, 60(4), 404-418.
» 補助証人 +	
» 環境 +	

の中を、ちょっとその当時に思い返してもらって、言葉で検索をして話してもらうというのが重要なようです。

ここらへんはちょっとあまり効果がないなというふうな感じであったのですが、私も驚いたこととして、環境的な要因というのがすごく重要だということが分かりました。どんなのかというと、1つは、先に、誰かにでも、ちらっとでもほのめかしている、あるいは打ち明けている子どもさんは、そうでない子どもさんの何倍も司法面接のお部屋で開示をしているということです。それから、日本語では言葉ではうまく訳せないのですが、コラボラティブなウイットネスと言うのですが、要するに補助してくれるような証人、例えば打ち明けられた人が、「確かにこの子どもさんから聞きました」とか、そういうふうなかたちで支えてくれるような、そういう子どもさんの供述を補助してくれるようなそういう証人がいる場合、そうでない場合に比べて開示率が高いことがあります。さらに、地域を挙げてキャンペーンを張って、例えば、暴力はいけないとか、子どもさん1人1人が自分の体を守るように教育を受けるとか、子どもさんの人権——子どもさんだけではないですが——、人権教育をしているとか、そういうふうな働きがあるところは、そうでないところに比べてずっと開示率が高いというわけです。ちょっとここらへんを詳しく、時間のある限りお話しします。

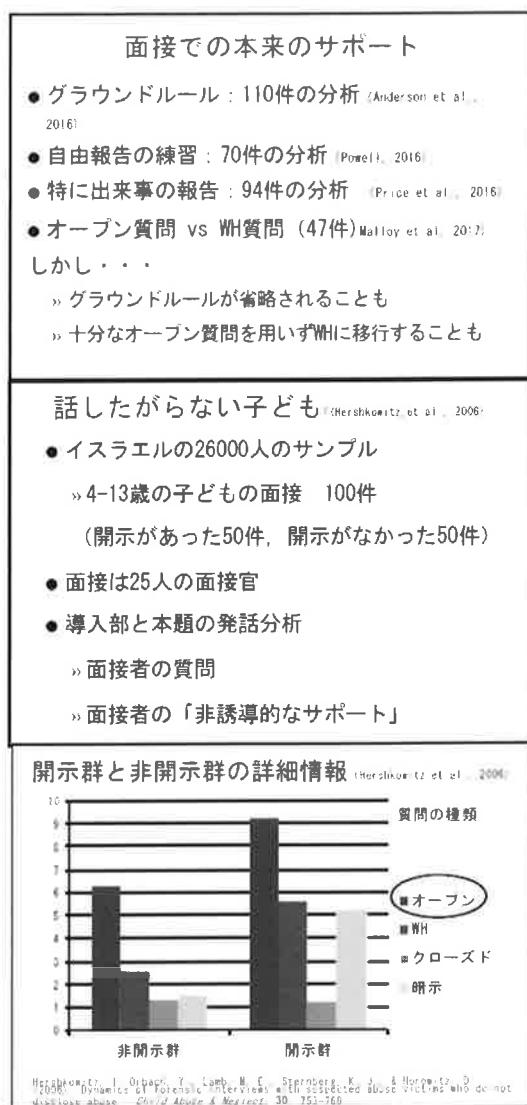
(5) 面接での本来のサポート

面接の本来でのサポート。これは多くの研究によって、グラウンドルールや、自由報告の練習や、出来事をオープン質問で話してもらうとかいうのが有効だということが示されている。でも、一方で、そういうルールが、時間が足りないとかいって省略されたり、あるいは十分にオープン質問を尽くさないでWHに入ってしまったりという面接も、分析によって、現実の場面での面接はこういうふうになっているということもあり、ここはさらにさらに強化していくべきところということになります。

さらに、ちょっとここの研究をお話しする時間はあまりないので、イスラエルの行った研究で、強い虐待の疑いがあり話をしてくれた、開示があった50人の子どもさんと、同じく疑いがありながら開示がなかった50人というのを比較した研究があるのですね。で、どういう時に、開示がないお子さん、強い疑いがあるんだけれども開示がなかつたお子さんであってもお話をしてくれているかというと、やっぱりこのオープン質問を使っている時に、たくさん話している。開示してくれない子どもさんは、核となるところは言っていないんだけれども、オープン質問の時にたくさん話をしている。WHとかクローズド質問の時にはあんまり情報は出てきていません。開示しないからといって、WHとかクローズド質問で、いつとか誰とか聞いても、あまり効果がないということになります。

もう1つは、面接者がサポートタイプである時、非誘導的なサポートを提供している時に、非開示のお子さんであってもたくさん話すというふうなことを示しています。

この非誘導的なサポートというのは、まとめますとこんなことになります。

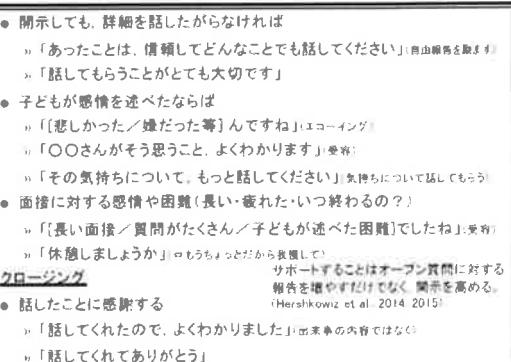
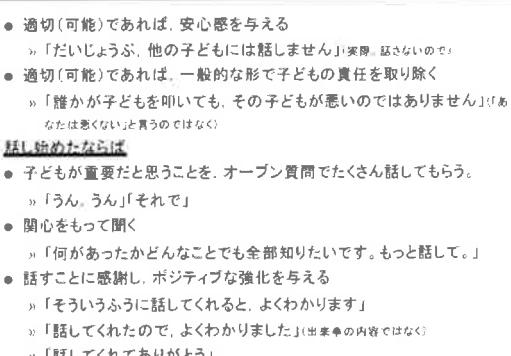
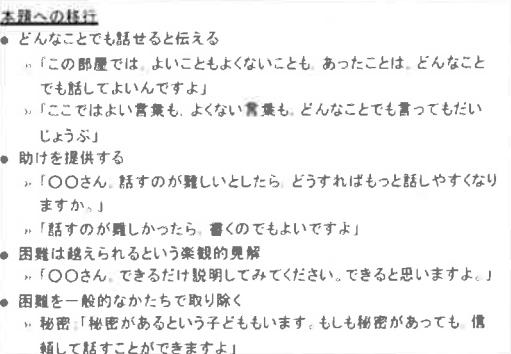
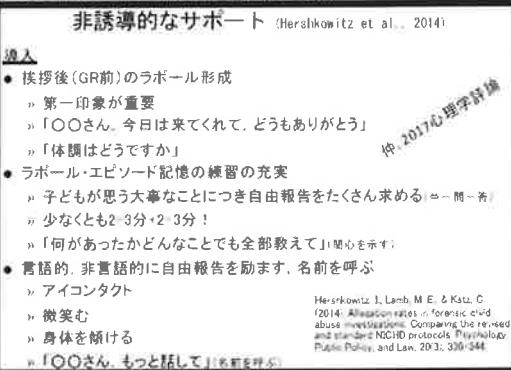
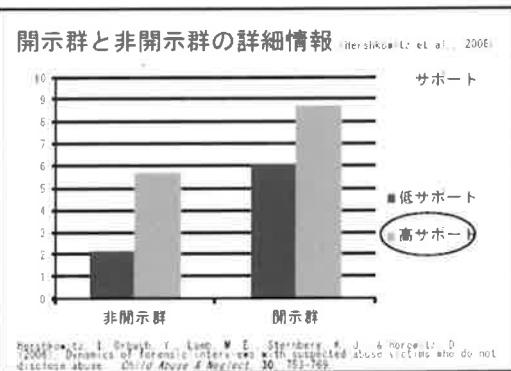


導入部分というのは、あいさつをしてからグラウンドルール、約束事をするのですけれども、それよりも前に、「今日は寒くなかったかな」とか、「疲れてない?」とか、ちょっとしたラポール形成をする。あるいは、ラポール形成、エピソード記憶で、自由報告で練習をするというのを充実させる。それから言語的、非言語的な、例えばアイコンタクトとか微笑むとか、ちょっと体を傾けるとか、名前を呼ぶというのもいいようで、「ヨウコさんもっと話して」とか、「マキちゃん、もっと話して」と、こんなふうなことを言う。

本題に入るところでも、話しにくいという子どもさんには、「この部屋ではどんなことでも話せますよ」、「話すのが難しいとしたら、どんなふうにすれば話しやすくなる?」「話すのが大変だったら書くのでもいいよ」、これも非誘導的なサポートです。

あと、困難は乗り越えられるという楽観的見解を述べる。「できるだけ説明してください。できると思いますよ」。あと、「何々ちゃん、秘密をお話ししなさい」なんて言うと誘導的になりますが、お部屋の特性という一般的なかたちにして、「秘密があるという子どもさんいるけれども、この部屋では、秘密でもなんのことでも全部お話しできますよ」というようなことを言う。「何々ちゃんも秘密を話して」ではなくて、「この部屋では、秘密があっても、なんのことでもお話しできるよ」と。あるいは、子どもの責任を取り除く。私が悪いからたたかれているんだというふうに思う子どもさんもいるわけですが、いわゆる子どもの権利条約から示唆されるようなことを言うわけです。誰かが子どもをたたいても、その子どもが悪いということではないですよ。「何々ちゃんは悪くないよ」ではなくて、一般的なかたちで伝える。

話し始めたならば、できるだけオープン質問でたくさん話せるところを話してもらう。関心を持って聞いて、話すことに感謝して、話してくれたら、「とってもよく分かったよ。」「そうやって話してくれるによく分かります」と、そうやって支援をする。さらに、開示しても話したがらない様子であれば、「ここではどんなお話でも、どんなことでも何々さんの言葉で言ってもらうのが大事なんです。」「話してもらうことがとっても大事です」というふうに伝える。子どもさんが感情を述べたら「本当にその人はひどい人だね」なんて、そういうふうに言ってしまうと、これは面接者からの言葉になってしましますからそれは言わないで、「何々さんが嫌だったといういるのはよく分かるよ」と、嫌だったという気持ちを受け止める。さらに、あと、面接に関して、「もう長くなった」とか、「疲れた」とか言ったら、それにはすぐ付き合う。「頑張ろうね」じゃなくて、「分かった。じゃ、ちょっと休憩取ろうか」と、そういう配慮を示す。



そしてクロージングのところ、終わりのところも、話してくれたことに感謝をするというようななかたちになります。

(6) 開示に関わる環境的要因

このスライドをあとで見ていただければと思うのですが、アンダーソン先生の研究は、話が出てきにくい、消極的にしか話してくれないというのがどういう時に多いかを示しています。どういう時に多いかというと、いわゆる自発的というよりは、偶然発覚したような時に多い。また、家族のサポートがない時に消極的な開示が多い。一方で、積極的な開示が多いのはどういう時か。先ほども言いましたように、先行開示で誰かに打ち明けているような場合。そして、誰かが補助してくれるような場合ということになります。このグラフにも示されるところですけれども、今言いましたように面接の中でのサポート、それから面接でいろいろ、踏み込むようなことを言うのではなくて、補助証人とか家族のサポートとか地域支援が重要である。

こういうことから言えるのは、例えば、本当に児相とか警察とか学校とか機関が、連携して、一緒にキャンペーンを張るとか、民意の高まりを担い、そして、そういう中で子どもの意識を高め、大人の意識も高めて、子どもさんが開示をした時に、それを聞いた人が誘導しないで専門機関につなぐというのが大変重要なといふうに思います。

最後に：通告について

以上お話ししましたように、司法面接というのは、3者連携で話を聞くという、面接室の中での出来事なんですけれども、それを、そういうことをより成功に導くものというのは、さらなる3者連携で、あと地域も巻き込み、そしてサポーターも入れてというふうなことになるかなと思います。

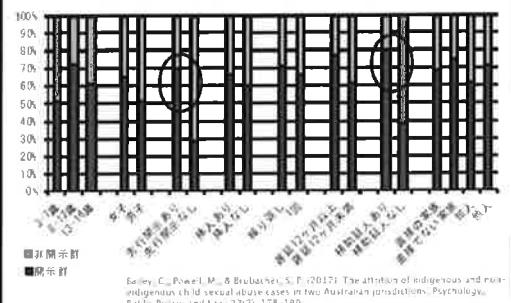
最後の数枚は、これから先生方が、もしも地域で、学校とか施設とか、保護者の方とお話しになられることができればお伝えいただきたいなどということを書いています。子どもの安全が損なわれている疑いがあれば通告してください、ということです。

「ん？」と思ったら、「何があった？」「誰がどうした？」ぐらいの情報収集で、学校の先生とかですね、もう根掘り葉掘り聞かない、繰り返し聞かない、矛盾の追及をしないで、できれば録音などしておいていただくといいのですが、通告してほしい。子どもさんが、「先生だけに教える。秘密にしてね」と言われても、「本当にそうなの？そんなことあつ

開示に関わる環境的要因

- アメリカ : Sorensenの定義による積極的な開示 (Anderson, 2016)
 - » 混合の人種 > そうでない 5.1倍
 - » 発覚 > 自発的（先行開示） 3.1倍○ 左で「消極的な開示」が多い
 - » 大人 > 大人でない 2.4倍
 - » 家族のサポートがない サポートがある 3.6倍○
 - » 退延7日以上 > それ未満 6.6倍
- オーストラリア : 開示 (Leach et al., 2017)
 - » アボリジニ < 非アボリジニ 2.9倍 右で「開示」が多い
 - » 低年齢 < 中年齢 2.6倍
 - » 先行開示なし < 先行開示あり 5.1倍○
 - » 遅延あり < 遅延なし 1.9倍
 - » 補助証人なし < 補助証人あり 5.6倍○

非開示と開示に関わる要因



Bailey, C., Powell, M., & Brubacher, S. P. (2017). The attrition of indigenous and non-indigenous child sexual abuse cases in two Australian jurisdictions. *Psychology, Public Policy and Law*, 23(2), 178-190.

子どもの報告の支援：非開示への対応

- 面接：オープン質問(+) 非誘導的なサポート(+)
- 環境：家庭内の被疑者、暴力、重篤性、遅延、事前の開示(+), 補助証人(+)、家族のサポート(+)、地域支援(+)
- 地域でのキャンペーン・民意の高まり→子どもの意識、大人の意識→開示を受けた人が誘導せずに専門機関につなぐ

最後に：通告について

山本恒男(2011)家庭内性暴力被害児(児童虐待、児童ボルノ等)の発見・支援における各関係機関の対応と連携に関する調査研究報告書。

- 1.子どもの安全が脅かされている「疑い」
- 2.家庭養育で子どもは安全ではない「疑い」
- 3.隨時・任意に子どもの安全が確認できないか、保護者が安全確認に協力しない「可能性」
- ひとつでも該当すれば・・・ ⇒通告義務
- 通告判断の根拠は「子どもの安全が損なわれている疑い」であり、事実ではない。虐待行為や積極的加害の確認は必要ではない。

「ん？」と思ったら・・・

- 「何かあった？」
- 「誰が」「どうした」で十分
- 根掘り葉掘り聴かない
- 繰り返し聞かない
- 矛盾を追求しない
- 録音またはやりとりを記録
- 話を聞いた状況（いつ、どこで、誰が、誰から、どう聞いたか）を正確に記録

→ 通告(司法面接)

たの？」とか、「分かった。秘密は守るからね」というのではなくて、「話してくれてありがとう。よく分かったよ。私たちの仕事は子どもが安全に暮らすこと。大事なことだから、先生たちにお手伝いさせてね」というふうに言ってつないでいただくというのが重要なと思っています。

どうもありがとうございました。(拍手)

児童虐待の防止等に関する法律
(平成十二年五月二十四日法律第百六十二号)最終改正:平成二八年六月三日法律第六三号

- 第5条(早期発見の義務)
 - ① 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に業務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない
- 第6条(児童虐待に係る通告)
 - ① 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない

「虐待を受けた児童」、「児童虐待を受けたと思われる児童」H16改正
③ 刑法の秘密漏洩罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない

● 第7条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合は、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものと準じてはならない。

「先生だけに教える。秘密にしてね」

×本当にそうなの？ ×わかったよ、秘密は守る。

- 話してくれてありがとう。よくわかったよ。
- 先生たちの仕事は子どもが安全に暮らすこと。大事なことだから先生たちにお手伝いさせてね。
- 秘密にしておいてほしい理由があつたら教えて。

ニューズレター・通信・面接支援



司法面接支援室

<http://forensic-interviews.jp/>

NICHDプロトコル、講義動画、ガイドライン
もダウンロードできます。

研修（7月、9月）トレーナー研修（11月）

参考文献

- アルドリッジ・ウッド (著) 仲眞紀子 (編訳) (2004): 子どもの面接法 司法における看守とのやり取り ガイド・ガイドブック 大学書房
- 美国内務省・性侵害 (編) 仲眞紀子 (訳) (2007): 子どもの司法面接 ビデオ取扱いガイドライン 誠信書房
- ブル R.他 (著) 仲眞紀子 (監訳) (2010): 第3版 心理学 - ピキナーズガイド 世界の権威者、歴史、構造の視点から 有斐閣
- ボーグ W.・フライゼ R.・アービング D. L. (著) フロドリック R.・ケリー D. M. (著) 鶴出洋子・小沢真嗣 (訳) (2003): 子どもの面接ガイドブック - 事件を聞く技術 日本国語社
- セーデルボリ A.-G. タンベルト C. H.・アバド G. L. (著) 仲眞紀子・山本恒裕 (監訳) リンゼル・ウイリアム R.・アービング R. L. (著) フロドリック R.・ケリー D. M. (著) 鶴出洋子・小沢真嗣 (訳) (2014): 加害者・発達障害のある子どもの面接ハンドブック - 事件・虐待者が詮ねられる子どもから話を聞く技術 明石書店
- Fisher, R. P., & Geisselman, R. E. (1992). Memory-enhancing techniques for investigative interviewing: The Cognitive Interview. Springfield, Charles Thomas.
- Fraser, L. D., & Makoroff, K. L. (2006). Medical Evidence and Expert Testimony in Child Sexual Abuse, Juvenile and Family Court Journal, 41-50.
- Griffiths, A., & M'Innes, R. (2005). Children at all ages in tiers? In T. Wittig (Ed.), *Investigative interviewing: Research, rights and regulation* (pp. 167-189). Cheltenham: Edward Elgar.

- 朝利由子・赤瀬恭子・安田裕子・田中若菜子 仲眞紀子 (企画) 法と心理学食合! 17回大食いクイズ! 両親虐待・多育児・田舎隠れ男による司法面接の実際一過溝からの1年を振り返り 今後の展開を考える—法と心理 17(3), 51-52。
- Hershenovitz, I., Orbach, Y., Lamb, M. C., Sternberg, K. J., & Horowitz, D. (2006). Dynamics of forensic interviews with suspected abuse victims who do not disclose abuse. *Child Abuse & Neglect*, 30, 753-760.
- Hershenovitz, I., Horowitz, D., & Lorki, M. E., Orbach, Y. (2005). Trends in children's disclosure of abuse in Israel: A national study. *Child Abuse & Neglect*, 29, 1203-1214.
- Hershenovitz, I., Horowitz, D., Lamb, M. C., Orbach, Y., & Sternberg, K. J. (2004). Interviewing youthful suspects in alleged sex crimes: a descriptive analysis. *Child Abuse & Neglect*, 28, 423-438.
- Home Office (2000). *Achieving the best evidence in criminal proceedings: Guidance for vulnerable and intimidated witnesses, including children*. Home Office Communication Directorate.
- 法と心理学食合! ハンドブック委員会 (編) (2005): 日暮供述・調査手続に関するガイドブック 現代人文社
- 子育達・仲眞紀子 (編著) (2013): 心が育つ環境をつくる。野屋社

- Lamb, M. C., Orbach, Y., Hershenovitz, I., Esplin, P. M., & Horowitz, D. (2007). A structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 1201-1231.
- Lamb, M. C., Hershenovitz, I., Orbach, Y., & Esplin, P. M. (2008). Tell us what happened: Structured investigative interviews of child victims and witnesses. Chichester: Wiley & Sons.
- Lamb, M. C., Le Roy, D. J., Mally, L. C., & Katz, C. (Eds.). (2011). *Children's testimony: A handbook of psychological research and forensic practice*. Second Edition. John Wiley & Sons.
- ミルン R.・ブル R. (著) 萩原 茂訳 (翻訳) (2003): 取調べへの心理学-争実証取のための検索実践法 北大路書房
- 仲眞紀子 (即興中) 児童心理学のシンポ 司法面接とその開発を支える研究 児童心理学の歩み
- Naka, M. (2015). *Memory practice in society: Dealingness memory in children and investigative interviews*. T. Tsukada and S. Omura (Eds.), *Memory in Social Context: Brain, Mind and Society*. Springer. pp. 297-308.
- 仲眞紀子 (2018): 性的虐待の隠れ子: 司法面接: 児童虐待逮捕 沢渡真年精神医学とその近接領域 性的虐待の隠れ子: 司法面接: 上妻理賀津鶴: 児童虐待精神医学とその近接領域

- 仲眞紀子 (2017): 実務における司法面接の課題 幼稚園にどう取り組むか 心理学講演 60(4), 404-418.
- 仲眞紀子 (2017): 司法面接訓練実験者の立場から 幼稚園・多育児・多職種連携による司法面接の初期一過溝からの1年を振り返り 今後の展開を考える 法と心理 16(3), 51-53。
- 仲眞紀子 (2017): 診音師画面掲示における子どもの説話・質問の竹刀: カメラースペクティブ・専門家目線が個別性判断に及ぼす効果 上石松 (編) 現代日本の法過程 寛謙酒生先生古稀記念論文集 (下巻) pp. 345-366. 青山社
- 仲眞紀子 (2017): 刑事司法と心理学-心理学者の知識の学び財の使用と司法面接- 法と心理 54(4) (講義26号), 10-21。
- 仲眞紀子 (2017): 「子ども時代の虐待的体験 (ACE)」と貧困-逆境的体験から子どもを救う日と心と心 手術の範囲 22(10), 39-43。
- 仲眞紀子 (2017): 評議面接のゆつの特徴と応用 西山駿介・横浜・絆議面接 多職種連携判例 126, 11, 50-60。
- 仲眞紀子 (2017): 子どもを支えながらどのように話を聴き取るか: 評議面接 忽孫心理学 17(6), 773-775。
- 仲眞紀子 (2016): 司法面接の展開 多職種連携への道筋 法と心理 16(1), 24-30・仲眞紀子 (2016): 子どもへの司法面接 考え方 道め方とトレーニング 有斐閣
- 仲眞紀子 (2016): 面接 忽孫心理学ハンドブック4 基礎の基礎・身体・認知・情動・発達・新概念 pp. 284-296
- 仲眞紀子 (2012): 聖母のあの方が見舞した出来事に戻る男童の報告と記憶に及ぼす効果 心理学研究 83, 303-313。
- 仲眞紀子 (2011): 法と心理学の心理学 - 心理学の知識を教科に活かす 日暮耕昇 教壇の医学 子どもの詰問 城塚社

- Naka, M. (2016). Where developmental psychology meets the law: Forensic Interviews with witnesses and alleged child victims. *Psychology in Crime and Justice*, 25, 251-264. (Japan Society of Developmental Psychopathology, Shizue Imaiwa, Masao Koyasu, and Koichi Kusayama, Eds.) Frontiers in Developmental Psychopathology: Japanese Perspectives. Tokyo: Hikaku Shobo.
- Naka, M. (2015). Interviews with victims and witnesses of crime in Japan: Research and practice. In R. Welsh, G. E. Outhwaite, A. D. Redlich, and T. Myklebust (Eds.), *International developments and practices in investigative interviewing and interrogation, Volume 1: Victims and witnesses*, 43-57. U.K.: Routledge.
- 仲眞紀子 (2015): 司法面接の背景と展開 研修 802, 3-14 Naka, M. (2014). A training program for investigative interviewing of children. In R. Bull (Ed.), *Investigative Interviewing*. New York: Springer. pp. 103-122.
- 仲眞紀子 (2014): 子どもの詰問と心理学鑑定 (安西ほか編) 忽孫調査コミュニケーションの学 第5巻 城塚書店
- 仲眞紀子 (2012): 子どもの詰問と面接法 日本発達心理学 (編) 根ヶ山・仲眞紀子 (責任編集) 忽孫心理学ハンドブック4 忽孫の基礎・身体・認知・情動・発達・新概念 pp. 284-296
- 仲眞紀子 (2012): 聖母のあの方が見舞した出来事に戻る男童の報告と記憶に及ぼす効果 心理学研究 83, 303-313。
- 仲眞紀子 (2011): 法と心理学の心理学 - 心理学の知識を教科に活かす 日暮耕昇 教壇の医学 子どもの詰問 城塚社

【講演】子どもの報告を支援する（仲）

- 仲眞紀子(2011). NICHIDAI ライブラインに もとづく司法面接研修の効果。子どもの虐待とネグレクト 10(3), 316-325.
- 仲眞紀子(2010). 発達障害をもつ人の記憶と面接 浜井・村井(編著) 発達障害と司法-青少年の個性を中心(「角谷大学講叢・復讐研究センター叢書第11巻)現代人文社。
- 仲眞紀子(2010). 子どもによるポジティティブ。ネガティブな気持ちの表現。安全、対変全な状況にかかる感情語の使用。発達心理学研究, 21, 365-374.
- 仲眞紀子(2009). 司法面接・専家に焦点を当てた面接法の概要と背景 ケース研究, 299, 3-34.
- 仲眞紀子(2005). 子どもは出来事をどのように記憶し想起するか 内田伸子(編) 心理学-このころの不思議を解き明かす。児生館。Pp 131-159.
- 仲眞紀子・上宮洋(2005). 子どもの認知能力と認真を立てる要因 心理学評論, 46, 343-361.
- 仲眞紀子(2001). 子どもの面接-法廷での「弁護士・貴様」の分析- 法と心眼, 1, 80-92.
- Niederberger, J. M. (2002). The perpetrator's strategy as a crucial variable in a representative study of sexual abuse of girls and its sequelae in Switzerland. Child Abuse and Neglect, 26, 55-71.
- 越智晋太(1998). 専門者に対するインタビュー手法-認知インタビュー研究の動向- 記譯心理学研究, 36, 49-66.
- Shepherd, E. (2007). Investigative interviewing: The conversation management approach Oxford University Press New York